日付

プロジェクト

項目

「収益認識基準の開発について」に関して第23回基準諮問会議で聞かれた意見

本資料の目的

1. 平成27年3月18日に開催された第23回基準諮問会議において聞かれた主な意見をまとめたものである。

具体的な意見

- 2. 具体的な意見は、以下のとおりである。
 - (1) 収益認識基準の検討に着手することに賛成である。収益は損益計算書で一番重要な数値であり、IFRS と米国会計基準が統一されている中で、日本基準だけが整合的でないというのは問題である。日本基準では収益認識に関して包括的な基準がなく、放置しておくわけにもいかない。

IFRS を適用している企業の立場からすると、日本の国内子会社が IFRS とコンバージされた収益認識基準を適用することは大きなメリットである。

ただし、開示は大きな負担になると思われるため、特に慎重な対応が必要である。

(2) 収益認識基準の検討に着手することに賛成である。 IFRS とのコンバージェンス の取組みを継続することが、日本における基本的な対応方針であり、国際的な公 約ともいえる。検討した結果、コンバージェンスできない又はコンバージェンス しない方が良い場合には、基準開発を進めないことになるが、まずは検討を進める必要がある。

収益認識はトップラインの重要な数値ということもあり、早期に検討に着手する ことに賛成である。

金融商品及び連結基準について、資料の 15 項で「将来的な検討課題と位置づけてはどうか。」と記載されているがこれは適切ではなく、特に連結基準は優先度が高いと思われる。資料に日本基準について、「我が国の連結に関する会計基準については、IFRS 第 10 号に比べてガイダンスが明確であるほか、これまでの適用経験を通じて、十分に有効に機能しているのではないかとの指摘もある。」と記載されているが、これは日本基準を IFRS にコンバージェンスしない理由にはならない。基準の内容が異なるのであれば、それを合わせる検討を行うべきと考える。

また、資料 17 項の東京合意で取り上げた項目でコンバージェンスしていない項目について、「現時点において、コンバージェンスを図る必要性は低いものと考えられるがどうか。」と記載されているが、実際に検討してから判断を下すべきであり、最初からそのような判断をすることは適当でない。

- (3) 収益基準の検討に着手することに条件付きで賛成である。資料の9項にある「我が国の会計基準の体系の整備」から検討が必要との意見は理解できるが、7項の「企業による財務諸表の比較可能性の向上」及び8項の「企業により開示される情報の充実」の観点からは、様々な意見があると思われる。コンバージェンスありきの基準開発になるべきでなく、コンバージェンスが必要とされる範囲も含めて検討すべきと考える。
- (4) コンバージェンスする前提で収益基準の開発を進めるのが良いと考える。ただ し、実際に開発するとなると ASBJ のリソースが心配である。
- (5) コンバージェンスの観点及び収益はトップラインの数値で重要であるため、収益認識基準の検討を行うこと賛成である。米国会計基準と IFRS で基準が統一されており、日本だけが異なるというわけにはいかないと考える。

ただし、日本基準として収益認識基準を開発するとなると、上場会社以外を 含め非常に多くの会社が対象となるため、時間をかけで慎重に検討を進めるべ きと考える。

また、収益認識基準以外の基準の開発に関しては、あまりネガティブな表現 にならないようにすべきである。

- (6) IFRS 第 15 号は非常に重要な基準であり、利用者の立場からも極力早く収益認識基準の検討に着手してもらいたいと考えている。開示については、重要性の概念により負担を軽減できないか。
- (7) 収益認識基準の検討に着手することに賛成である。海外子会社は、IFRS 第 15 号を利用することになるため、このままでは海外支店と海外現地法人で異なる 取扱いになることになり、グループ・アカウンティング・ポリシーの観点から もコンバージェンスは重要と考える。

基準開発にあたっては、各業種の意見を広く確認できるよう、専門委員会だけでなく聴取できるよう工夫してもらいたい。

(8) 金融商品及び連結基準並びに東京合意で取り組んだ基準に関して、資料の15項及び17項にあるように現時点でコンバージェンスの必要性の程度を決めつける必要は無いと思われる。

収益認識基準に関しては、経済界でも意見が大きく2つに分かれており、IFRS 適用企業のように早く検討を進めて欲しいと考えている企業もあれば、日本基準を引き続き適用する企業にとっては、今のタイミングで収益基準の検討に着手することには唐突感を覚える企業もある。例えば、工事進行基準を現状のまま適用できるのかといった懸念がある。

検討開始のタイミングに関しては、企業会計審議会でコンバージェンスや連単に関する基本的な方針が議論されていくと思われるので、それとの関係を考慮する必要があるのではないか。また、IFRS 及び米国会計基準では 2017 年からの適用となっているが、ガイダンスの追加や適用時期の 1 年先送りの動きができているので、これらを注視する必要がある。

検討するとしてもまずは論点整理から公表し、影響や時期を見計らって公開草案に進むことが考えられる。また、IFRS15号をコピーするのは簡単であるが、コスト・ベネフィットや税との関係も考慮し、慎重に進めてもらいたい。

以上